

## 会議録

- 1 会議の名称 令和7年 第5回川根本町教育委員会
- 2 会議日時 令和7年9月10日（水） 午前11時20分から  
午前11時50分まで
- 3 開催場所 川根本町光の森学園 1階 会議室
- 4 出席した者の氏名
- （1）委員 教育委員 森下 洋一、松下 陽子、八木 洋子、山本 正和
- （2）執行機関（事務局） 教育総務課長 柴 亨  
社会教育課長 向島 裕人  
教育総務課教育総務室長 和田 昭宏  
教育総務課指導主事 守谷 洋紀
- （3）その他 なし
- 5 議題  
議案第32号 令和7年度 要保護・準要保護児童生徒の追加認定について
- 6 会議資料の名称 議案第32号
- 7 発言の内容

教育長職務代理者

本日は、教育長が不在ですので私が進行いたします。

前回の会議録について、松下委員、八木委員、山本委員の承認を求めます。

前回の会議録について承認し、署名することに異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

教育長職務代理者

異議なしと認めます。

【教育長職務代理者あいさつ】

教育長職務代理者

本日は大変お忙しい中、令和7年第5回教育委員会にご出席いただきありが

どうございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

## 【議 事】

教育長職務代理者

ただ今の出席者は4名で、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、教育長及び在任委員の過半数を満たしており、定足数に達しています。

よって、令和7年 第5回 川根本町教育委員会は成立しましたので、開会します。

これより会議を開きます。

議事日程はお手元に配布のとおりです。

お諮りします。

本教育委員会議における、議案第32号 令和7年度 要保護・準要保護児童生徒の追加認定については、個人のプライバシーに関する案件ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、非公開としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者

それでは、議事に入ります。

議案第32号 令和7年度 要保護・準要保護児童生徒の追加認定について、を議題とします。朗読を省略して、事務局から説明を求めます。

事務局 議案第32号 令和7年度 要保護・準要保護児童生徒の追加認定について、提案理由の説明をいたします。議案1ページをご覧ください。協議会資料1ページ及び別冊資料をご覧ください。

町は、経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、必要な援助を行うことにより、義務教育の円滑な実施に資することを目的に「川根本町要保護及び準要保護児童生徒認定要綱」を定め、就学に必要な措置を講じています。

今回、要綱第4条の規定により、令和7年度の準要保護児童生徒追加の認定審査をお願いするものです。審査対象は1家庭で1人の児童生徒の保護者です。

詳細は、お手元の資料をご覧ください。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

教育長職務代理者

説明が終わりました。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

教育長職務代理者

原案に意見は、ありませんか。

(「意見なし」の声あり)

教育長職務代理者

意見なしと認めます。

よって、議案第32号 令和7年度 要保護・準要保護児童生徒の追加認定については、原案のとおり認定します。

## 8 閉 会

教育長職務代理者

本日の日程は終了いたしました。

以上をもちまして、令和7年 第5回 川根本町教育委員会を閉会します。

上記に相違ないことを確認する。

委 員 森下 洋一

委 員 松下 陽子

委 員 八木 洋子

委 員 山本 正和